

# 令和6年度 琴浦町学校業務改善プラン

～子どもたちのやる気と笑顔のために～

学校や子どもたちをとりまく教育環境が多様化、複雑化するとともに、学校に求められる教育課題が増加する中、教職員の時間外業務が常態化しているのが実態です。教職員の心身の健康を守るとともに、子どもたちへの教育活動を充実させるためにも、琴浦町としての「学校業務改善プラン」を策定し、学校現場の働き方改革に取り組みます。

## 【目的】

教員がこれまでの働き方を見直し、教員がこれまでの学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職員人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行う。

## 【目標】

時間外業務が月45時間、年間360時間を超える長時間勤務者の解消

### <令和5年度 琴浦町立学校の実態>

令和5年度の1月あたり月45時間超の時間外業務を行った者の実績

(人数、対象職員数に占める割合)

校種	対象職員数	月45時間超数	1校あたり	時間外勤務時間平均	割合
小学校	65人	10人	2.0人	28.21時間	15.4%
中学校	36人	9人	4.5人	38.57時間	25.0%

(参考 令和4年度実績)

校種	対象職員数	月45時間超数	1校あたり	時間外勤務時間平均	割合
小学校	56人	12人	2.4人	33.74時間	21.4%
中学校	32人	11人	5.5人	41.46時間	34.4%

### <参考>鳥取県の令和2年度 9月分実績

～新 鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン 令和4年4月改訂より～

校種	月45時間超数	1校あたり	割合
小学校	644人	5.5人	27.1%
中学校	477人	9.2人	35.3%

## 学校業務改善活動 取組内容

- 業務改善を推進するための  
枠組みや体制の整備 ⇒ 削減の目安 5～7時間/月 (1日当たり約20～30分)
- 業務の見直し・削減 ⇒ 削減の目安 2～3時間/月 (1日当たり約10～15分)
- システム等の活用による  
業務削減、効率化推進 ⇒ 削減の目安 8～12時間/月 (1日当たり約30～50分)
- 部活動のあり方を見直し ⇒ 削減の目安 6～8時間/月 (土日のうち1.5日)
- 外部人材の配置 ⇒ 削減の目安 1～2時間/月

## 取組内容

「琴浦町学校業務改善プラン」においては、以下のような取組を柱として、学校業務改善活動を進めていくこととします。

### 1. 業務改善を推進するための枠組みや体制の整備

#### (1) 勤務時間や休日の確保の意識向上

- ①定時退勤日や、会議や研修、部活動のない一斉退勤日を少なくとも月に1日、校内で設定し、早期退勤に関する取組を徹底します。
- ②休暇を取得しやすい環境を整備する取組の一環として、長期休業における「学校閉庁日」や「体験的学習活動等休業日」の取組を継続します。
- ③年間授業日数を202日、そのうち業務繁忙期等において年間12コマを各学校で削るとし、事務等に係る時間を確保します。

#### (2) 管理職員の時間管理意識の向上

- ①県教育委員会主催の管理職員向け研修の開催や新任校長研修等管理職員等に対する研修会において、学校現場への働き方改革の視点の導入に向けた研修の働きかけを行います。

#### (3) 長時間勤務者の解消に向けた取組

- ①出退勤時間及び時間外業務時間を給与・勤怠管理システムにより把握し、教職員の時間外業務時間をシステムにより客観的に計測します。
- ②時間外業務が月45時間、年360時間（月平均30時間相当）を超える長時間勤務者の把握を適切に行い、月80時間を超える者の管理職員等による面接指導を実施するとともに、分掌業務の見直し等、長時間勤務解消のための対策に取り組みます。

#### (4) 教育委員会と学校とが一体となった取組の推進

- ①国及び県の動き等を踏まえながら、取組方針や具体的な取組内容について町安全衛生委員会等で検討します。
- ②教育委員会が各学校の進捗状況を確認しつつ、学校業務カイゼン活動の取組を進めていきます。

#### (5) 労働安全衛生法に基づく体制等の整備に向けた取組の実施（令和6年度新規）

- ①月80時間超の時間外・休日労働を行い、かつ、疲労蓄積があり、面談を申し出た教職員について、産業医による面談を実施します。
- ②ストレスチェックにより、メンタルヘルス不調を未然に防止します。

### 2. 業務の見直し・削減

#### (1) 学校における業務削減・効率化による事務業務短縮（行事・会議・分掌見直し等）

- ①教職員が担う業務の削減に向けて、そもそもの必要性が低下し、慣習的に行われている学校行事・研修会等を抜本的に見直すとともに、早期の計画立案等による組織的な運営や、会議の集約化・会議時間の上限設定を行うなど、効率化を図ります。
- ②各教職員の時間外業務の状況等も勘案しながら、毎年度、校務分掌の整理・統合等の見直しを行い、業務の削減・効率化及び業務量の平準化を図ります。

#### (2) 教育委員会による調査、会議、研修等の見直し

- ①学校に対する調査の調査項目の削減、全校調査から抽出調査への変更等の見直しを行います。
- ②教育委員会主催の会議の必要性の再点検、複数の研修統合等の見直しを行います。



#### (3) 県内外の優良取組事例の収集・情報共有

- ①教育委員会は、県内外の小・中学校における負担軽減効果の大きな優良事例を収集し、各学校に情報提供を行います。

### 3. システム等の活用による業務の削減、効率化推進

#### (1) ICT等の活用による業務の削減、効率化推進

- ①平成30年度から導入されている学校業務支援システムを効果的に活用し、業務の効率化を進めます。
- ②押印の省略や学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化等を進め、迅速な情報共有を実現するとともに、学校・保護者等双方の負担軽減を図ります。
- ③共有電子フォルダの整理やファイルの保存方法のルール設定などを行うことで、過去に作成した教材や定型文書の雛形等が容易に活用できるようにします。

### 4. 部活動の在り方の見直し

#### (1) 部活動休養日、活動時間厳守の徹底

- ①関係競技団体等の協力も得ながら、部活動休養日の取組を徹底します。
- ②平日少なくとも1日、土日のうち少なくともいずれか1日の休養日を設定します。
- ③1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、休日3時間、大会等6時間程度の活動を限度とします。

#### (2) 部活動指導員の研修会への参加促進

- ①部活動の在り方や効率的・効果的な指導方法について、鳥取県が主催する研修会への参加を促します。



#### (3) 部活動の地域移行の検討

- ①文部科学省が示した中学校の休日運動部活動の段階的な地域移行に向けて、運動部活動、文化部活動の地域移行に向けた検討を継続します。

### 5. 外部人材の配置

#### (1) 「教員業務支援員」「町会計年度任用職員(学校業務)」による事務業務の軽減

- ①授業準備や印刷業務など、教員の事務的業務をサポートする会計年度任用職員を配置し、教員の事務負担を軽減します。

#### (2) 部活動における「部活動指導員」及び「外部指導者」の拡充配置と有効活用

- ①部活動を要因とする長時間勤務者の負担軽減のため、部活動の単独指導・引率が可能な部活動指導員の配置をさらに推進します。
- ②地域人材等を活用して部活動における外部指導者の確保に努めるとともに、単独指導の実施のための課題整理など、より有効な活用方法について検討していきます。

#### (3) 学校運営協議会の有効活用

- ①業務そのものの担い手が学校・教員であるべきかを再考し、保護者や地域との役割分担を進めていく。

<参考>このたび策定した「琴浦町学校業務改善プラン」のほか、これまで作成した手引き、アクションプラン等を併せて活用しながら、取組を進めていきます。

#### ○「学校カイゼン活動の手引き」

モデル校として平成26年度に取組を実施した県立学校におけるカイゼン事例を元に作成されたもの(平成27年5月)。

#### ○「市町村立学校に係る業務改善アクションプラン」

各市町村(学校組合)立学校での業務改善の一層の推進のため、県教育委員会、市町村(学校組合)教育委員会、校長会との協働により策定されたもの(平成28年2月)。

#### ○「琴浦町立中学校の部活動方針」

平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び平成30年12月に鳥取県・鳥取県教育委員会が策定した「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」並びに平成30年12月に文化庁が作成した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び平成31年3月に鳥取県・鳥取県教育委員会が策定した「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」(以下「国ガイドライン等」という。)に則り、義務教育である中学校段階の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が地域、学校、競技種目、分野及び活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指して、琴浦町教育委員会が策定(平成31年3月)。

## 令和6年度 琴浦町教育委員会の重点取組事項

琴浦町教育委員会では、「学校業務改善プラン」における取組内容として、5つの取組の柱を挙げているところですが、そのうち、令和6年度の重点取組事項を以下のとおり定め、取組を強化していくこととします。

学校全体で取組を進めていくためには、校長がリーダーシップを発揮し校内での取組の方向性について職員会議等で共通理解を図るとともに、各教職員が自らの働き方を見直そうとする意識改革が必要です。そのためには、日々の業務において「そもそも」をキーワードに前例にとられない発想をもって進めていくことが重要です。

### 「そもそも」の3つのキーワード

- ①「そもそも」その業務は必要???
- ②「そもそも」学校（教員）が行わなければいけない業務???
- ③「そもそも」書面でやりとりしないといけないもの???



### 1 琴浦町教育委員会の重点取組事項

#### ★重点取組事項①：対象（全校種）

学校業務改善プラン 取組2. **業務の見直し・削減**

##### 取組例⇒進め方

○学校における校務分掌の内容の再検討

⇒学期末や年度末に校務分掌の業務量を再確認し、担当の複数化やグループ制導入などにより、特定の教員や時期に業務量が偏ることを避けるよう配慮する。

○大会参加のための陸上・水泳等の過度な放課後練習の見直し

○教育委員会による調査や会議、研修等の見直し

⇒教育委員会主催の会議の必要性を再点検し、まとめて会議を行うなどの効率化を図り、学校の負担軽減につなげる。

#### ★重点取組事項②：対象（全校種）

学校業務改善プラン 取組5. **外部人材の配置**

##### 取組例⇒進め方

○部活動における部活動指導員・外部指導者の有効活用

⇒地域人材を活用して部活動における部活動指導員・外部指導者のさらなる確保に努める。

○学校運営協議会の活用

⇒業務そのものの担い手が学校・教員であるべきかを再考し、保護者や地域との役割分担を進めていく。

#### ★重点取組事項③：対象（教育委員会）

学校業務改善プラン 取組1. **業務改善を推進するための枠組みや体制の整備**

##### 取組例⇒進め方

○長時間労働者への面接指導體制の整備と、ストレスチェックの実施

⇒時間外業務が月80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者のうち面接指導を希望する者が産業医面談を受けられる機会を確保する。

⇒年間2回のストレスチェックの実施によるメンタル不調者の早期発見と、職場環境改善を実施する。